

[令和5年5月24日改正、9月21日施行]

《160～163 頁》「外務員資格試験等規則」一部改正

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(受験資格)</p> <p>第3条 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 法第190条の許可及び法第240条の2の登録を受けようとする者であって、<u>定款第36条の理事会</u> (以下「理事会」という。) が定める外務員資格試験等実施要領 (以下「試験要領」という。) に定める書類を本会に提出した者 (以下「未許可法人等」という。) の役員及び使用人</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(試験科目等)</p> <p>第4条 試験は、次の科目について行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他、<u>理事会</u>が必要と認めた科目</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第16条 (略)</p> <p>(受講及び受験手続)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の受講・受験料は、<u>理事会</u>がこれを定める。</p> <p>第17条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年9月21日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(受験資格)</p> <p>第3条 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 法第190条の許可及び法第240条の2の登録を受けようとする者であって、<u>外務員登録等資格委員会</u>が定める外務員資格試験等実施要領 (以下「試験要領」という。) に定める書類を本会に提出した者 (以下「未許可法人等」という。) の役員及び使用人</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(試験科目等)</p> <p>第4条 試験は、次の科目について行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他、<u>定款第48条の外務員登録等資格委員会</u> (以下「資格委員会」という。) が必要と認めた科目</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第16条 (略)</p> <p>(受講及び受験手続)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の受講・受験料は、<u>資格委員会</u>がこれを定める。</p> <p>第17条～第19条 (略)</p> <p>(新設)</p>